

法務省保続第362号

令和2年12月16日

山 中 理 司 様

法務大臣 上 川 陽 子

(公 印 省 略)

審査請求に係る裁決書謄本の送付について

令和元年12月26日付けでなされた審査請求について、別添のとおり裁決書  
謄本を送付します。

## 裁 決 書

### 審査請求人

住 所 大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル3階 林弘法律事務所  
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和元年12月26日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

審査請求人は、法第4条第1項の規定に基づき、令和元年10月23日付け（同月25日受領）行政文書開示請求書により、法務大臣（以下「処分庁」という。）に対し、「特定年月日以降、法務省が首相官邸との間で実施した恩赦に関する検討会の資料（以下「本件対象文書」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行ったが、これに対し、処分庁は、令和元年12月23日付け法務省保総第302号行政文書不開示決定通知書により、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定（以下「原処分」という。）を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、原処分を取り消すよう求めているものである。

### 不服の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、その要旨は以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 恩赦に関する命令を定める行為が意見公募手続の対象外となっている（行政手続法第3条第2項第2号）のは、恩赦は、内閣の責任において、国の方的意志として行われるものであって、国民には内閣に対する恩赦請求権はなく、また、国民に義務を課し、又はその権利を制限するものではないことによるものであつて、法所定の不開示事由に該当するからではない。

イ 昭和33年4月24日に参議院本会議で可決されたものの、翌日、衆議院が解散されたために廃案となつた、「恩赦法の一部を改正する法律案」は、政令恩赦が常に公正な世論を基礎としなければならないことにかんがみ、内閣に諮問機関と



して恩赦審議会を設け、政令恩赦の決定については、あらかじめこの恩赦審議会に諮問しなければならないとするものであった。

そのため、昭和33年4月当時、政令恩赦の決定に至る経緯を公表しても何ら問題ないと考えられていたといえるし、現在でもその状況に変化はないといえる。

ウ よって、本件対象文書の存否自体が不開示情報に該当するとはいえない。

## (2) 意見書

諮問書（令和2年1月21日付け法務省保総第13号）添付の理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

ア 平成元年の御大葬恩赦及び平成2年の御即位恩赦の場合、恩赦に関する先例に照らし、政令恩赦等の実施に関する検討の存在、及び政令恩赦等のおおよその時期を推測することは極めて容易であったところ、それによって恩赦を見込んだ犯罪や出願が急増した事実はないと思われる。

イ 「一般的恩赦、個別的恩赦を通じて、それが従来のごとく政府部内の手のみによって決定されるということも、事の重要性に鑑み、適當を欠くであろう。恩赦は憲法上内閣の責任において行われるべきものであるけれどもそれに民意を反映せしめるることは民主主義の原理からいって正当であり、且つ、必要であると考える。」などと記載している、昭和23年6月30日付けの恩赦制度審議会の最終意見書及び勧告書を全否定していることからしても、処分庁が主張する不開示理由は不当であるといえる。

## 裁決の理由

### 1 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

#### (1) 処分庁の説明の要旨

ア 本件対象文書の存否を明らかにした場合には、特定の期間に法務省が首相官邸との間で恩赦に関する検討を実施したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

#### イ 法第5条第4号該当性

本件存否情報が明らかになると、今後の国家・皇室の慶弔禍福に際し、今次と同様のプロセスの下に恩赦に関する検討が行われるものと推認され、その時点で容易に入手可能な各種の情報を組み合わせることにより、恩赦が実施される見込みや実施時期を予測し、恩赦を見込んで犯罪をする者がいるおそれがあり得、犯罪の予防、公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

#### ウ 法第5条第5号該当性

本件存否情報が明らかになると、今後の国家・皇室の慶弔禍福に際し、上記イと同様の推認、予測がなされる上、恩赦の検討に関与している者や具体的な検討時期等も特定されてしまい、かかる者に対して適宜の時期に不当な働き掛けが行われるおそれがある。それが考えられ、恩赦の検討の場における率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### エ 法第5条第6号該当性

本件存否情報が明らかになると、今後の国家・皇室の慶弔禍福に際し、上記イと同様の推認、予測がなされ、常時と比べると容易に恩赦が認められるなどと期待した安易な恩赦出願が急増し、個別の事情を十分に考慮して慎重に判断すべき



恩赦上申事務及び恩赦審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、法務省内の関係機関に対する問合せが殺到するなど、各機関の業務遂行にも支障を及ぼすおそれがある。

## (2) 検討

本件開示請求は、「特定年月日以降、法務省が首相官邸との間で実施した恩赦に関する検討会の資料」（本件対象文書）の開示を求めるものであるから、本件対象文書が存在するか否かを答えることは、本件存否情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、上記(1)ウの説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法第5条第5号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、同条第4号及び同条第6号について判断するまでもなく、法第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法第5条第4号、同条第5号及び同条第6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条第5号に該当すると認められるので、同条第4号及び同条第6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

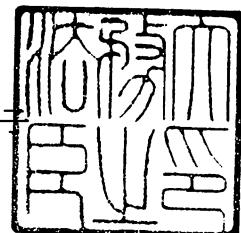
なお、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、本裁決と同旨の判断が示されている。

よって、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

令和2年12月15日

法務大臣 上川陽子



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和2年12月15日

法務省保護局総務課長 佐 竹 穎